

【意見】

プログラムとしては良いものであると思われるが、今後、同教室を継続して開催するかは、実際の効果等を分析し慎重に判断していく必要があると思われる。

(エ) 認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援推進事業は、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする事業である。

認知症初期集中支援チームの編成は、医師1名、2名以上の専門職である。専門職は、①保健師、介護士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保険福祉に関する国家資格を有する者であり、②国が実施する認知症初期集中支援チーム研修を受講した者又は受講する予定である者である。

認知症初期集中支援チームの活動内容は、

- ① 対象者の情報収集(包括支援センターとの連携)
- ② 家庭訪問(生活状況の情報収集、アセスメント)
- ③ チーム員会議の開催(支援方針の決定)
- ④ 初期集中支援の実施(医療機関への受診勧奨、鑑別診断への誘導、介護サービス利用の勧奨、生活環境の改善等)
- ⑤ チーム員会議にて終了決定
- ⑥ 医療や介護サービス機関への引継ぎ
- ⑦ モニタリング

である。

チームの配置状況としては、1チーム（実人員6名）が配置されており、2024（令和6）年度の実績としては、支援件数2件、チーム会議を5回開催している状況である。

認知症初期集中支援事業により、医療・介護サービスにつながった者の割合は以下のとおりである。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症初期集中支援事業により、介護・医療サービスにつながった者の割合	計画	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%		

以上のように、割合としては100%であり目標を達成している。一方で、対象者の実数で行くと、2021（令和3）年度、2022（令和4）年度は3名であり、2023（令和5）年度は4名、2024（令和6）年度は2名と推移しており、相談件数そのものは少ないといえる。佐世保市としては、このことにつき認知症地域支援推進員の入れ替わりが多く、ケース把握が定着できなかったことや、ケースの選択が難しく、地域包括支援センターからの相談が少なかったことなどが原因であると分析する。今後、早期発見・対応の段階から各包括支援センターから相談をあげやすいように、初期集中支援のフローの再確認や周知を行う必要があると考えている。

そして、実際に、対象者選定のフローを見直し、手続き上の煩雑さを改善したが、包括支援センターからの相談件数が増加していない

ため、今後も周知を継続することとしている。

【意見】

目標値を割合で設定しているところ、100%で推移しており、その目標は達成できている。しかし、現状佐世保市でも把握しているように、実数が伸びないことが問題点であり、その対策についても相当に検討されている状況である。目標値は、問題点を改善するために設定するものであるから、目標値としては相談件数の実数（地域包括支援センターから上がってくる相談数の実数等でもいいのではないか）等にすべきであると思料する。

【意見】

2024（令和6）年以降は、4名体制で定着しているとのことであるが、これまでの経緯からすれば、認知症地域支援推進員の入れ替わりが激しい原因を分析し、その対策をしていく必要があるのではないか。

【意見】

認知症初期集中支援チームは、相談を受理した件に関しては、適切に対応できているようであり、評価できる。一方で、認知症初期集中支援チーム自体は、能動的にケースを発見する会議体ではないものであるとすれば、佐世保市が今後の方針として掲げる「早期に認知症高齢者やその家族に関わるような支援体制を整えていく」ことが早急に必要なのではないか。

（オ） チームオレンジ

下記第4の1（3）で述べる。

（カ） 認知症ケアパス

認知症ケアパスとは、認知症の診断前後、症状の進行段階に応じて、

いつ・どこで・どのような医療・介護・福祉サービスや相談窓口を利用できるのかを地域ごとにまとめたガイドブックである。

佐世保市では、以下のとおりの認知症ケアパスを作成し、配布している。配布先としては、地域包括支援センター、市内警察署、医療機関、佐世保市社会福祉協議会、コミュニティーセンター、及び民生委員・児童委員等であり、その他、講座や健康教育時、訪問時等その都度配布を行っている。

認知症の人を支える機関やサービス等の紹介

相談先

認知症在宅支援センター
認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

権利擁護

日常生活自立支援事業
認知症高齢者の日常生活を支援するためのサービスを提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

成年後見制度
認知症高齢者の財産管理や法律行為を支援するためのサービスを提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

消費生活センター
認知症高齢者の生活に関する相談や支援を提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

本人・家族支援

若年性認知症コールセンター
若年性認知症に関する相談や支援を提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

高齢者若年性認知症サポートセンター
高齢者若年性認知症に関する相談や支援を提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

本人ミーティング
認知症高齢者やその家族、介護者との話し合いや支援を提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

認知症に関するボランティア

認知症に関するボランティア活動や支援を提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援推進事業に関する情報や支援を提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊高齢者家族支援サービスに関する情報や支援を提供します。
※認知症の専門知識を有するスタッフが、認知症高齢者やその家族、介護者に対し、認知症の専門知識やケアのノウハウを提供します。

認知症ケアパス ～佐世保市版～

認知症の人とその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合、どこでどのような医療や介護サービスを受ければよいのかをまとめたものです。

知っておきたい！自分でできること。家族ができること。地域ができること。

認知症高齢者に関する相談窓口	認知症高齢者に関する相談窓口	認知症高齢者に関する相談窓口
佐世保市中央保健福祉センター	24-5800	大野保健福祉センター
日野保健福祉センター	33-1700	朝陽保健福祉センター
山崎保健福祉センター	36-0077	吉井保健福祉センター
中津保健福祉センター	69-7111	宇久保健福祉センター
清水保健福祉センター	68-7770	

お問い合わせ
佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ3F）
佐世保市役所 長寿社会課 高齢支援課
TEL 0958-24-1111（代）

認知症ケアパス ～佐世保市版～

知っておきたい！自分でできること。家族ができること。地域ができること。

認知症の進行に合わせて、本人・家族・周囲が認知症を理解し、上手に対処していくことが大切です。必ずしもこの通りとは限りませんが、今後の自決として参考にしてください。

生活ができる

- 元気で不自由なく暮らす。

認知症の疑い

- 物の置場所が、自覚して暮らす。
- 最近の記憶力が、以前より低下している。
- 認知症の疑いがある。

認知症を疑う一人を生活させる

- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。

認知症の疑いがある一人を生活させる

- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。

認知症の疑いがある一人を生活させる

- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。

認知症の疑いがある一人を生活させる

- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。

1. 自分でできること

- 認知症について自覚がある。
- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。

2. 家族ができること

- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。

3. 地域ができること

- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。
- 認知症の疑いがある。

上手に利用しよう！認知症の進行に合わせた各種サービスを利用しよう！

認知症	認知症の疑い	認知症の疑いがある一人を生活させる	認知症の疑いがある一人を生活させる	認知症の疑いがある一人を生活させる	認知症の疑いがある一人を生活させる
生活	認知症の疑い	認知症の疑いがある一人を生活させる	認知症の疑いがある一人を生活させる	認知症の疑いがある一人を生活させる	認知症の疑いがある一人を生活させる
相談					
介護					
介護予防					
生活					
地域					
医療					
福祉					
権利					
本人					
家族					

※高齢者福祉課高齢者支援課（24-1111）へお問い合わせください。
※サービスの内容は変更される場合がございます。

【評価】

他自治体のケアパスに比しても見やすいものとなっており、評価できる。現状、考えうる配布先には配布できているものと思われるが、さらにこのケアパスが普及することが望ましい。

(キ) 普及啓発活動

佐世保市では、物忘れ相談プログラム受検者、イベント来場者、民生委員児童委員協議会や医師会・歯科医師会等の関係機関に対し、上記「認知症ケアパス」や佐世保市作成の「認知症を理解するために」や連携協定を締結しているエーザイ提供のパンフレット等を配布している。

また、出前講座や講師派遣等依頼のあった団体に対し、以下のとおり、認知症に関する健康教育を実施するなどして、普及啓発活動を行う。

R6年度 認知症の啓発普及活動において出前講座等健康教育を実施した数

場所	対象者	受講人数
1 佐世保市民交流プラザ	認知症男性介護者、元介護者	7
2 坂道のミランネ	認知症当事者、MCI当事者、赤崎町住民、八幡町住民、白鳥町住民	13
3 日宇地区コミュニティセンターもみじが丘体育館隣庫裏	大塔地区民生児童委員	13
4 陽だまりcafe	認知症当事者等	5
5 春日児童センター1F遊戯室	やまいた倶楽部に参加されている方と友人、地域住民他	47
6 さんくろcafe	元介護者、(介護者)ご家族、地域住民	7
7 させば市民活動交流プラザ	若年性認知症家族のつどいに参加者等	8
8 福祉プラザ講座室	認知症を心配している家族	1
9 坂道のミランネ	認知症当事者と地域住民等	12
10 MYカフェ	認知症当事者や地域住民等	11
11 フリースペースChevalLab(ワーキングスペース/カフェスペース)	認知症の方とその家族、地域住民、実習生、薬剤師	19
12 鹿町地区コミュニティセンター	住民	250
13 旧デイサービスあいけん	認知症当事者・家族等	8
14 坂道のミランネ	認知症当事者と地域住民	7
15 宇久平・古民家	認知症サポーター	5
17 宇久包括支援センター	宇久包括及び宇久社協職員	10
18 下船越公民館	下船越いきいきサロン参加者	14
19 名切町公民館	なまきりサロン参加者	7
20 宇久保健福祉センター	宇久保健センター職員	3
21 宮田町公民館	宮田町いきいきサロン参加者	6
22 6階診察室・審査会室	特定健診対象者	28
23 フリースペースChevalLab	認知症の方とその家族、地域住民	5
24 まちなかコミュニティセンター講堂1	サロンWaka主催者・サポーター	7
25 啓寿園	地域住民と入所者	9
26 宇久町太田江公民館	いきいき百歳体操サロン・アジサイの会参加者	7
27 宇久町川端公民館	いきいき百歳体操サロン・わかば会の参加者	10
28 赤崎1組公民館	MSP検査希望者	10
29 光月町公会堂	サロン光月参加者	4
30 陽だまりCafe	認知症当事者や家族	4
31 まちなかコミュニティセンター講堂	MSP検査希望者	109
32 まちなかコミュニティセンター講座室1	MCI及び軽度アルツハイマー型認知症と診断された方	11
33 福祉活動プラザ	認知症の人とパートナー	4
34 松原二組集会所	松室会参加者	25
35 下山地区公民館	楽笑会参加者/宇久中学教諭	9
36 針木公民館	サロン参加者と宇久中学校教諭	8
37 早苗町1組公民館	早苗町1組長寿会の参加者	23
38 すこやかプラザ8階講堂	介護関係従事者、認知症対策検討会委員他	146
39 宇久地域包括支援センター	包括・社協デイサービス職員	3
40 世知原栗迎四区集会場	サロン参加者	12
41 鹿町温泉 会議室	鹿町温泉利用者/包括職員・CM	37
42 8階講堂	予約制にてT-DAS検査実施	9
43 審査会室1・相談室	予約制にてT-DAS検査実施	6
44 8階講堂	予約制にてT-DAS検査実施	15
45 8階講堂	予約制にてT-DAS検査実施	9
46 上本山	地域住民他	8
47 まちなかコミュニティセンター2F講座室5	MCIの方と認知症当事者・スタッフ：6名	13
48 上野木公民館	眼鏡着サロン参加者	8
49 坂道のミランネ	認知症当事者と地域住民	5
50 長坂町公民館	天牟会参加者	19
51 ウッディヒルもみじ集会場	ウッディヒルもみじサロン参加者	8
52 させば市民活動交流プラザ	認知症当事者・家族	8
53 俵町公民館	俵町体操クラブ参加者	9
54 相浦地区コミュニティセンター	サロンあたご参加者	33
55 まちなかコミュニティセンター2F講座室5	MCIと認知症当事者他	16
56 イオン大塔	来店された地域住民	92
57 末橋公民館	地域住民	8
59 世知原栗迎三区集会場	サロンひなた会参加者	10
60 佐世保市立図書館	予約された参加者	11
61 中里皆瀬コミュニティセンター	認知症サポーター養成講座受講者	6
62 北松中央病院・研修会館	認知症サポーター養成講座受講者	23
63 宇久保健福祉センター	MSP (T-DAS) 検査希望者	14
64 宇久保健福祉センター	MSP (T-DAS) 検査希望者	43

65	宇久保健福祉センター	MSP (T・DAS) 検査希望者	17
66	8階講堂	予約された方	3
67	所内	予約された方	4
68	東高梨町公民館	百年会サロン参加者	12
69	させば市民活動交流プラザ	認知症家族のつどい参加者	8
70	世知原春日集会所	サロン参加者	12
71	さんくるcafe	認知症当事者及びご家族、地域住民	5
72	まちなかコミュニティセンター講堂5	MCIと認知症当事者他	9
73	西風カフェ	認知症の方、その家族の方	16
74	泉福寺団地LSA集会所	LSA集会所サロン参加者	9
75	旧デイサービスあいけん	認知症当事者、家族等	8
76	柚木地区コミュニティセンター	柚木地区にお住まいの市民/柚木中学校教諭、生徒	14
77	させば市民活動交流プラザ	認知症当事者と家族	5
78	泉福寺3組集会所	サロン参加者	25
79	深江地区公民館(鹿町町)	地域住民	11
80	宇久船倉公民館	サロン参加者	8
81	宇久保健福祉センター	市民	3
82	東高梨公民館	百年会サロン参加者	8
83	もみじが丘第二集会所	サロン参加者	13
84	東江迎区公民館	佐世保市民	10
85	ふじわら薬局	認知症当事者・介護者等	3
87	城山町公民館	地域住民	4
88	市民活動交流プラザ	認知症家族	6
89	北大和公民館	大和長寿クラブ参加者	29
90	神島町1組公民館	脳活サロン参加者	8
91	西天神公民館	西天神体操クラブ参加者	23
92	旧ボリテクセンター体育館	一般市民(江上地区公民館併り内「健康らんど」来場者)	39
93	町中コミュニティセンター講堂5	認知症当事者と住民	15
94	坂の上公民館	サロン参加者	7
95	旧デイサービスあいけん	愛みんのかフェ参加者	3
96	宇久町・戸川公民館	地域住民	12
97	佐賀里地区公民館	地域住民	10
98	宇久平地区	認知症及びMCIの人	9
99	長崎国際大学	長崎国際大学1~4年生	15
100	市民活動交流プラザ	認知症当事者及び家族	3
101	江迎(岩の下公民館)	住民(江迎町岩下地区公民館)	8
102	まちなかコミュニティセンター	サロン参加者	13
103	アルカスSASEB3F会議室	認知症当事者とその家族、精神疾患を抱えた方等	8
104	北池野公民館	サロン参加者	14
105	坂道のミランネ	認知症当事者及びご家族、地域住民	9
106	野崎公民館	地域住民	13
107	すこやかプラザ6階運動実習室	介護関係従事者、認知症対策検討会委員他	90
108	まちなかコミュニティセンター講堂5	市民、清水包括圏域CM	18
109	慈恵苑内	地域住民と慈恵苑入所者	23
110	まちなかコミュニティセンター	認知症当事者及びご家族、地域住民	7
111	春日	春日さくらの会サロン参加者	10
112	矢峰公民館	サロン参加者	24
113	アルカスSASEB3F会議室	サロン代表者、参加者等	48
114	江迎中学校武道館	佐世保市民(笑迎わいわいフェスタ来場者)	25
115	中里皆瀬地区コミセン	中里皆瀬地区住民等	54
116	宇久社会福祉協議会	宇久地区民児協の方	10
117	向江公民館	ほたる会サロン参加者	7
118	上の角公民館	サロン参加者	13
119	福祉プラザ2F	認知症本人	1
120	坂道のミランネ	認知症当事者及びご家族、地域住民	5
121	徳が浦公民館	地域住民(2日間延べ人数)	30
122	西風カフェ	認知症対象者等	3
123	させば市民活動交流プラザ	認知症当事者及びご家族	11
124	cheval lab	認知症カフェ参加者	14
125	Lalaひょうみ店	組合員(地域住民)	11
合計	125団体	佐世保市民	2152

*長寿社会課が直接出前講座等で啓発普及活動をしているわけではないが、委託先で実施。

126	福祉活動プラザプラザ(委託事業)	サポーター養成講座受講者(委託事業)	1070
-----	------------------	--------------------	------

その他、認知症月間にあわせた普及啓発活動も実施している。

また、市民向けに認知症に関する講演会を高齢者虐待に関する講演会と隔年で開催している。2024（令和6）年度は開催年度でないため開催はなかった。

【評価】

佐世保市が目指す、「認知症になっても地域で暮らし続けられるまちづくり」のためには、市民が認知症についての理解を深めることが重要であると考えられるところ、積極的に普及啓発活動ができており、評価できる。徐々に認知症に対する理解は深まっていっているものと思われるが、医療の発展等により状況も変化していくこともあろうから、今後も最新の情報を踏まえて、同様に施策を行っていくことが望ましい。

2 高齢者虐待防止事業

（1）総合的な現状の分析と課題

ア 現状の分析

佐世保市では、高齢者に対する、養護者及び施設従事者による虐待に関する相談が増加傾向にあると分析される。

イ 今後の課題・問題点

虐待の未然防止や早期発見、本人や養護者への支援を行う体制を整備し、養護者及び施設従事者の高齢者虐待の知識、対応力の向上を図る必要がある。

（2）高齢者虐待防止・対応事業

ア 事業の概要

高齢者虐待防止・対応事業は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に

対する支援等に関する法律に基づき、高齢者虐待の早期発見及び迅速な支援、関係者間の情報交換、並びに市民への啓発を目的に以下の各事業を行うものである。

- ①佐世保市高齢者虐待防止ネットワーク委員会の開催（年2回）
- ②高齢者虐待防止ネットワーク検討会（事例検討）の開催（年2回）
- ③高齢者虐待防止講演会の開催（隔年開催）
- ④高齢者虐待防止啓発チラシの作成
- ⑤高齢者虐待モニタリング事業
- ⑥介護者のこころの相談会

イ 現状と課題

佐世保市では、関係者向けの研修会や講演会の実施、及び市民への啓発活動を行い、高齢者虐待の早期発見・早期対応・防止に取り組んでいる。例えば、高齢者が虐待を受けていると相談があった場合、事実確認を行い、状況に応じて措置をとっている。また、相談を受理した虐待事例については、月1回のモニタリングを実施し、支援方法などを検証することで、適切な対応に努めている。

そのうえで、佐世保市では、高齢者の生活背景から考えられる虐待の発生要因を分析し、虐待防止対策に反映させる必要があると分析している。また、特に認知症高齢者は虐待のリスクが高いため、認知症に関する普及啓発と連携しながら対策を進める必要があると分析している。

ウ 今後の方針

佐世保市では、上記イの現状と課題に鑑みて、以下のとおりの方針を掲げる。

高齢者虐待防止のための関係者への研修会や、市民を対象とした講

演会を開催し、普及啓発に努めるとともに、長寿社会課と地域包括支援センターの連携を強化し、虐待対応にかかるスキルアップを図る。

その他、高齢者虐待は過重な介護負担が背景で発生することも多いため、被虐待高齢者の支援のみならず、養護者への支援や、養介護施設に対しても、指導・助言を行っていく。さらに、長寿社会課と地域包括支援センターが合同で定期的なモニタリングを実施することによって、支援の方向性を検討し、情報共有して連携を図る。

なお、虐待を受ける高齢者の多くは認知症を有しており、認知症対策事業との連携を図る必要もある。

エ 具体的な施策等

(ア) 普及・啓発・広報

佐世保市では、普及・啓発活動として以下のとおりの活動を行う。

- ① 広報させばへ早期発見の協力についての記事を年に1回掲載
- ② 高齢者虐待防止啓発チラシを配布。2024（令和6）年度には、地域包括支援センターや高齢者相談センターなど815箇所合計2245枚配布した

みんなで防ごう高齢者虐待

高齢者虐待とは？

高齢者虐待は、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」であり、高齢化が進む中で大きな社会問題となっています。介護者の中には虐待している自覚がない人もいます。高齢者が「その人らしい生活」を送れるよう、周囲の人が気づいて相談機関につなぎましょう。高齢者虐待は様々な要因が重なりあって起こります。

○高齢者の要因：認知症の進行、悪化、身体的自立度の低下
 ○介護者の要因：介護疲れ、病気や疾病、介護に対する知識不足

「虐待者=悪者」というわけではありません。

虐待されている高齢者（介護保険認定済）の7割弱の方には何等かの認知症の症状がみられます。適切な介護の仕方や認知症への対応がわからないために、つい手を上げてしまう事例もあります。

また、介護負担に加え、経済的に困窮しており十分な介護を受けさせる余裕がないなど、さまざまな要因があります。

これらの要因を介護保険サービスや、そのほかの福祉的な支援につなげることで問題を解決したり、虐待を防ぐことができます。

高齢者虐待には様々な形態があります

身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。または、外傷と接触させないような行為。

【例】

- 叩く、つねる。
- 蹴る、殴る。
- ベッドや椅子に縛りつける。

心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為。

【例】

- 怒罵る、ののしる。
- 侮辱を込めて子どものように扱う。
- 意図的に無視する。等

性的虐待

本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為。

【例】

- 陰部的に下半身を裸にして放置する。
- キス、性器への接触。等

経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為。

【例】

- 日常的に必要な金銭を渡さない（使わせない）。
- 年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する。等

介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄するような行為。

【例】

- 食事を与えない。
- オムツを交換しない。
- コミを放置して不衛生な住環境の中で生活させる。
- 必要な介護サービスを理由なく利用させない。

地域のみなさんへ

高齢者虐待の防止、早期発見には地域での協力、連携、見守りが不可欠です。

○高齢者虐待発見のサイン

- 怒鳴り声が聞こえる。
- 身体に小さなキズが頻繁にみられる。
- 「怖いから家に縛りたくない」等の訴えがある。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ。
- 急に怯えたり、恐ろしがったりする。
- 預貯金が知らぬうちに引き出された、通帳が取られたと訴える。
- 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。

○介護者からのサイン

- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。

虐待かな？と思われる行為に気づいたら…
 少しでも虐待かな？と思った時には迷わず下記の相談窓口にご相談ください。

高齢者虐待についての相談窓口

○佐世保市地域包括支援センター

包括名	場所	電話番号
早岐地域包括支援センター	権常寺1丁目4-10メイノビル3階	0956-26-5800
日宇地域包括支援センター	日宇町708	0956-33-1700
山登地域包括支援センター	瀬見町11-22	0956-59-7671
中部地域包括支援センター	上京町4-4 永田ビル4階	0956-59-7111
清水地域包括支援センター	相生町1-3	0956-59-7770
大野地域包括支援センター	瀬戸越4丁目1298-4	0956-59-7758
相浦地域包括支援センター	木宮町3-19	0956-59-7003
吉井地域包括支援センター	江迎町田ノ元15-5	0956-66-8838
宇久地域包括支援センター	宇久町平1904-1	0959-57-3450

○佐世保市役所 長寿社会課 高齢支援係
 佐世保市高砂町5-1 中央保健福祉センター すこやかプラザ3階
 TEL：24-1111（内線5321～5324）

一般の介護相談も受けております。どうぞお気軽にご連絡ください。

- ③ 高齢者虐待防止の講話を行う。佐世保市内の9つの地域包括支援センターが地域やサロンなどで行う健康講話などの際に、高齢者虐待防止の講話を行った。
- ④ 民生委員・ケアマネジャー向け高齢者虐待マニュアルを佐世保市ホームページに掲載するなどして活用する。
- ⑤ 連絡通路の掲示。2024（令和6）年11月1日から同月29日までの期間、連絡通路に虐待防止の啓発パネルやチラシを掲示、設置した。

以上の啓発等活動の結果、佐世保市の相談通報件数は以下のとおり推移する。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
相談通報件数(実人数)	計画	—	—	—	—	—	—
	実績	31人	34人	56人	44人		

通報者の内訳としては、ケアマネジャーからの相談が多く、その他医療機関や警察からの通報件数が伸びている状況である。佐世保市によると、医療機関及び警察からの通報件数が伸びた要因としては、高齢者虐待ネットワーク検討会や同委員会での周知の効果と分析されるとのことである。

【意見】

佐世保市でも把握しているが、家族や近隣知人等、普段から身近に接している者の通報が多くはない状況である。佐世保市としては、上記に記載した連絡通路の掲示の効果을期待しており、また、費用や人的資源の面からも効率的な方法の一つと認識しているとのことである。連絡通路の掲示自体の効果を検証することは困難な面もあるが、通報件数の推移を今後も注視し、よりよい普及啓発活動が行えるよう今後も引き続き検討を行うことが望ましい。

(イ) 養護者による虐待への対応

養護者による虐待の件数等は、2020（令和2）年度以降以下のとおり推移する。

(養護者による虐待への対応)※（件）：夫婦は1件

	相談通報件数 (件)	相談通報件数 (人)	虐待あり (人)	虐待なし (人)	虐待に至らず (人)
R2	48	48	30	1	17
R3	29	31	23	2	6
R4	33	34	28	3	3
R5	56	56	51	1	4
R6	44	44	35	0	6

養護者による高齢者虐待の種別（重複計上）

	身体的	初シト	心理的	性的	経済	保護・分離
R2	19	7	22	1	2	8
R3	12	8	10	0	9	3
R4	15	7	10	0	8	10
R5	28	15	21	0	9	6
R6	22	11	15	0	11	0

長寿社会課内会議開催回数

	受理会議	定例コア	コアメンバー会議	個別ケース会議
R2	48	11回	5（実3）	32
R3	31	11回	2	30
R4	34	11回	4	44
R5	56	12回	5（実4）	37
R6	44	12回	1（実1）	43

- ※1 緊急受理会議：虐待通報後、虐待の可能性の有無、緊急性の判断、及び初動対応の決定を行う
- ※2 定例コアメンバー会議：初動後の緊急性の判断、虐待の有無、及び処遇の確認、並びに他包括の動きを学び合う機会の場合
- ※3 コアメンバー会議：立ち入り調査や分離、やむを得ない措置、面会制限等の行政としての判断が必要なケースの処遇決定
- ※4 虐待個別ケース会議：今後の支援方針、支援内容、各機関の役割、主担当、連絡体制の協議

【評価】

佐世保市においては、2022（令和4）年1月からは、緊急受理会議を地域包括支援センターも参加の元、開催するようになり、情報不足からの初動対応の遅れへの対応を行う、また、オンラインでの参加を可能にすることで速やかな対応を行うなどしており、通報のあった個別の事例については適切に対応できているようであり、評価できる。

その他、地域包括支援センターごとに虐待ケースとして挙げるのかの基準に差があり、包括間での虐待件数に大きな差が認められることに対しても、佐世保市内の全地域包括支援センターに定例コアメンバー会議に参加してもらうことで、事例を通してスキルアップを図ったり、共通認識を持ってもらったりするなどの対策を行っており、評価できる。

【意見】

上記ウに記載のとおり、高齢者虐待は過重な介護負担が背景で発生することも多いため、養護者への支援も重要となる。この点につき、今後事例の集積や分析を通じて、必要な支援を具体的に検討することが必要ではないか。

なお、現状では、「認知症の人と家族の会」の定例会へ参加し、本人・家族の実体験を直に聞き、その中で出た意見や解決策等を施策に反映することも検討している。2024（令和6）年度は、佐世保市として、定例会に5回、講演会に1回、アルツハイマーデー街頭キャンペーンに1回参加したとのことである。今後も同様に参加することで、必要な支援を具体的に検討して欲しい。

（ウ） 養介護施設従事者等による虐待への対応

養介護施設従事者等による虐待の通報件数等は以下のとおり推移する。

通報、調査件数（R7.3月末）

	通報件数	事実確認 調査件数	虐待あり 件数
令和2年度	7	5	3
令和3年度	7	7	2
令和4年度	1	1	0
令和5年度	11	11	9
令和6年度	13	13	13（半年後調査で再度有 になった2件を含む）

現在、月に1件以上のペースで通報があり、件数としては増加傾向にある。また、通報13件中13件で虐待の事実が確認された。

施設従事者等による虐待の場合、佐世保市では通報を受け付けた後、緊急受理会議、コアメンバー会議を経て、当該施設へ事実確認調

査を行う。調査後、調査結果通知及び改善を要する事項（必要な場合のみ）を作成し、施設へ結果通知を行う。改善を要する事項がある場合は、施設より提出された改善計画書を確認し、その取組内容が実効性のある具体的なものでない場合は修正を依頼などする。施設から改善計画書が提出されてから約半年後にモニタリングを実施し、改善計画に対する評価を行う。

佐世保市では、上記のすべての対応を行うにあたって、現在の通報件数を前提にすると、人員不足であると感じている状況であるが、今後、介護保険法改正を受け、介護施設での虐待の防止対策が義務化されたため、今後、さらに通報や相談などが増加する見込みである。

そこで、佐世保市では、一律に対応していくのではなく、状況に応じ、顕在化した虐待の事実確認は絞り込んで調査を実施するなど、事実確認の方法を検討していくことが課題であるとしている。

施設従事者等へ向けた高齢者虐待防止活動としては、2024（令和6）年度から養介護施設従事者に向けたチラシを作成し、2025（令和7）年度完成、配布を目指している。

【評価】

佐世保市では、施設従事者等による虐待に対して適切な対応を行っており、また、施設従事者等へ向けた高齢者虐待防止活動も適宜検討、対応を行っており、評価できる。今後、チラシの効果等を実証し、よりよい防止活動ができることを期待する。

（エ）高齢者虐待防止ネットワーク検討会

高齢者虐待防止ネットワークとは、高齢者が尊厳を持って地域で暮らせるよう、関係機関が連携して虐待の早期発見・防止・対応を行

うための仕組みで、佐世保市や地域包括支援センターが中心となり、介護事業者、医療・福祉・警察関係者などが参加し、具体的なケース検討や情報共有、専門機関との連携強化を通じて、虐待防止と支援体制の構築を目指すものであり、同検討会は、具体的な事例検討や各関係機関相互の理解を深めるための組織体である。

佐世保市では、2024（令和6）年度には2回の検討会を開催した。その内容は、講師による講演及び、事例検討などを行うグループワークである。対象者は、各市内入所系施設及び市内在宅支援事業所である。

2回の検討会ともに理解度・満足度100%と高い評価となっており、アンケート結果の内容でも「現場の目が大切」「通報という言葉にとらわれず相談してみる、判断するのは行政」など、佐世保市が理解してほしいことが理解してもらえていると感じるものであった。

また、アンケートでは、「他事業所・他職種の意見を聞き、勉強になった」「事例検討を通じて自身の考えとは異なった意見を聞き、参考になった」などの回答も多数あり、グループワークに対する満足感も高かった。

【評価】

高齢者虐待防止ネットワーク検討会を相当回数開催できており、またその内容も同検討会を開催する目的を達成できており、評価できる。佐世保市は、今後も要望の多い対面開催・事例検討・グループワークは継続して行う予定であるが、オンラインでの開催や夕方からの開催の要望も根強くあるとのことで、特にオンラインでの開催は今後検討していくとのことである（ただし、オンライン研修の効果については疑問視する現状もあり、今のところ対面開催を継続していく予定である）。すべての要望を取り込むことは困難であるが、理解度・

満足度の高いこの検討会が今後、より多くの関係者に参加いただけるよう、開催方法・開催時間などは適宜検討を続けることが望ましい。

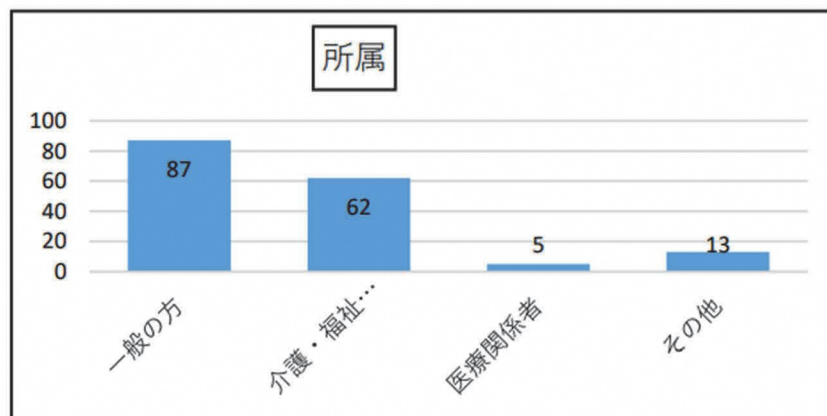
(オ) 講演

佐世保市では、主に一般市民を対象に市民への正しい知識・啓発を目的に認知症講演会と隔年で高齢者虐待に関する講演会を開催している。なお、対象者に関して、施設従事者、関係者、市民と3年ごとに替えて実施していたが、上記検討会で施設従事者及び関係者向けの勉強会を実施しているため、講演会は市民向けのみとすることとした。

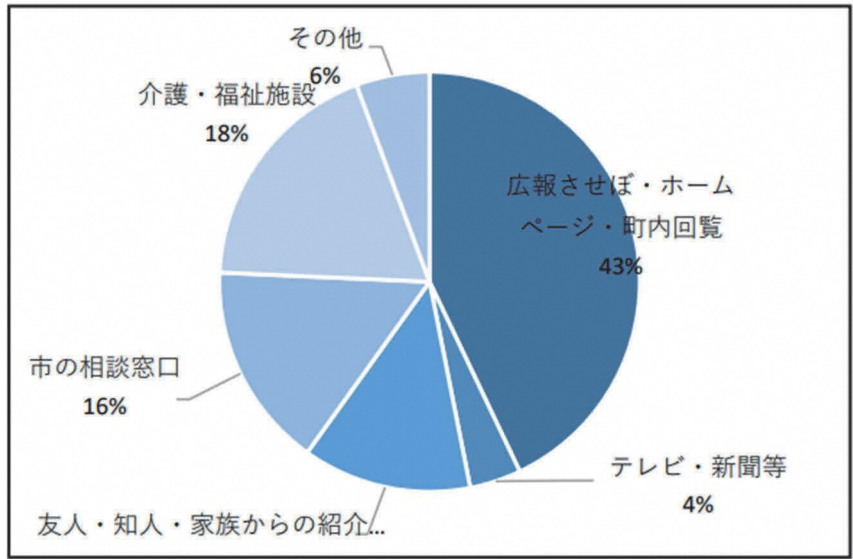
2024（令和6）年度は、高齢者虐待講演会が開催された。養護者による虐待防止をテーマに講演が行われ、参加者は159名であった。

アンケートには142名が回答し、その主な結果等は以下のとおりである。

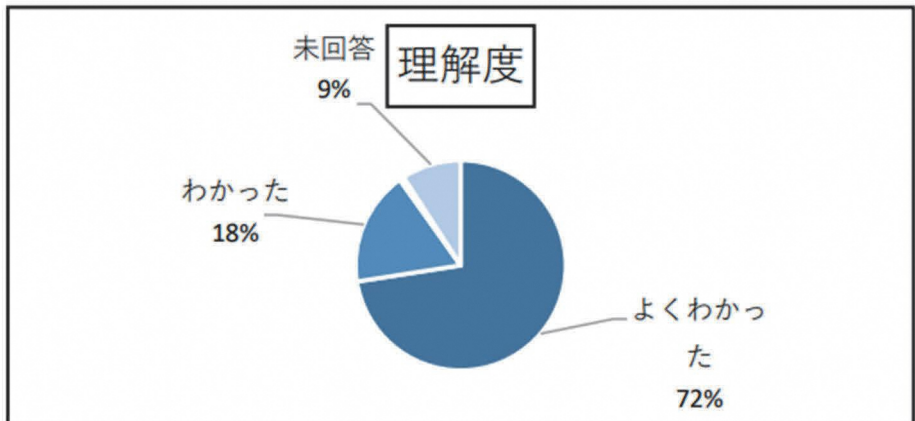
● 所属



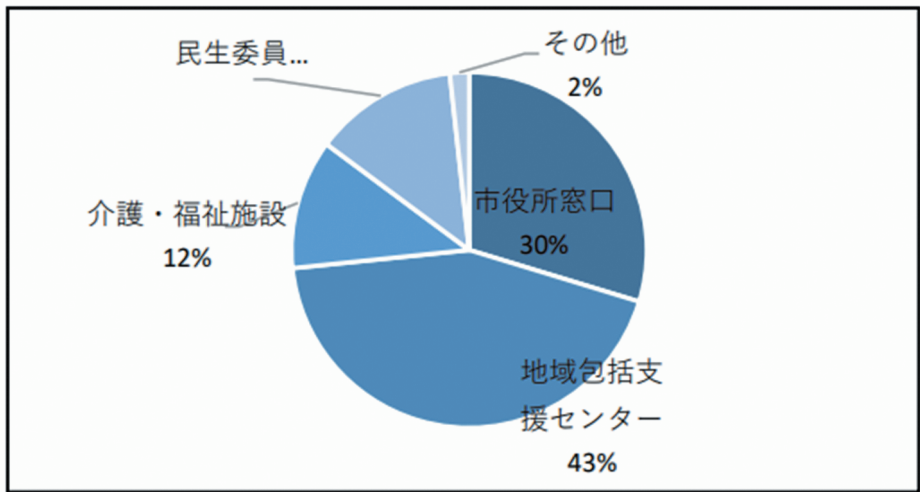
● 講演会を知った経緯



● 理解度



● 身近で高齢者虐待を疑った場合に相談する場所



【評価】

講演会の対象者を市民に絞り、検討会との役割分担を明確にしている点について評価できる。

なお、2022（令和4）年度は、コロナウイルス感染症拡大の影響下であり、講演会をオンラインで開催したところ、オンラインであったため参加しやすかったとの意見もあったとのことである。今後は、益々オンラインでの需要は増していくと考えられ、一方で、現地出席を望む者もまだ多くいるものと思われる。今後も、市民のニーズに合わせて、オンラインと現地出席のハイブリッド形式での開催、オンラインのみの開催など開催方法についても常に検討することが必要であろう。

3 権利・財産保護事業

（1）総合的な現状の分析と課題

ア 現状の分析

身寄りがなく、判断能力が著しく低下した高齢者の消費者被害や財産管理に関する相談が増加傾向にあると分析される。

イ 今後の課題・問題点

権利擁護等の支援が必要な人を早い段階で相談窓口につなぎ、本人の意見や状況に応じた適切な支援を行う必要がある。

（2）成年後見制度促進事業

ア 事業概要

成年後見制度促進事業は、民法、老人福祉法、及び成年後見制度の利用の促進に関する法律等に基づいて、認知症高齢者等が安心して生活できる環境を確保するために、佐世保市において、成年後見支援員を確保できる体制を整備・強化し、地域における成年後見制度の活動を推進

する事業である。

主な内容として、高齢者等の支援、及び成年後見制度の利用促進をするための全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能を有する「中核機関（広報機能・相談機能・促進機能）」の運営を佐世保市と委託受託業者と協働で役割を分担し実施する。

イ 現状と課題

佐世保市では、認知症高齢者や独居高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに拡大することが見込まれている。

そのため、成年後見制度の全体構想設計を行い、広報機能、相談機能、後見制度利用促進機能を持った中核機関を2021（令和3）年度に佐世保市と社会福祉協議会の協働で設置する等、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を進めている。

ウ 今後の方針

佐世保市では、上記イの現状と課題に鑑みて、以下のとおりの方針を掲げる。

成年後見制度利用推進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実や中核機関の機能の充実、将来不足が予想される担い手の確保等、成年後見制度利用促進に向けた取組を進めていく。

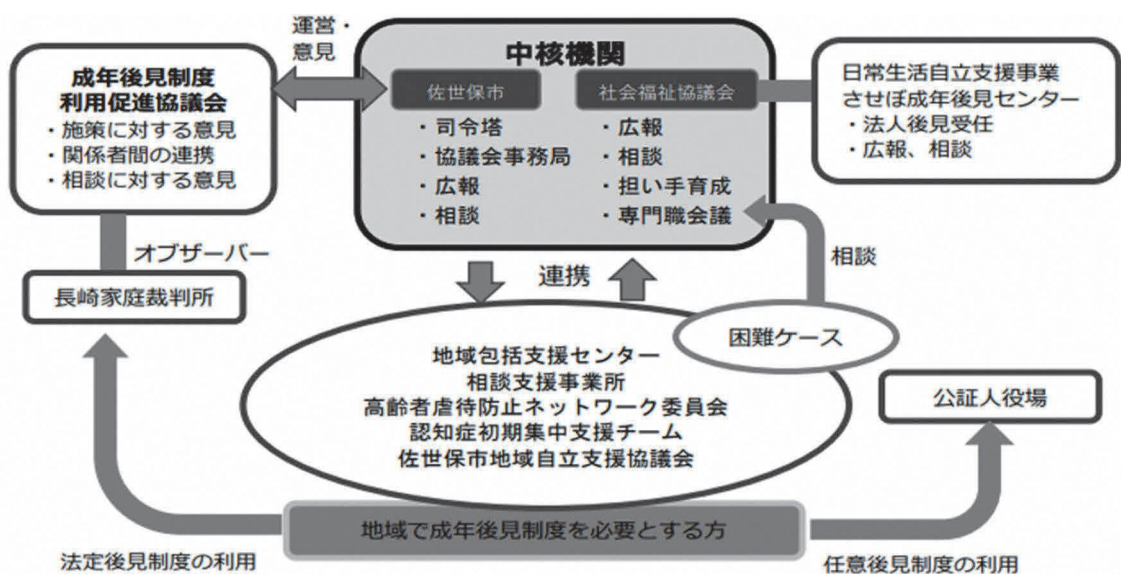
エ 具体的な施策等

（ア）地域連携ネットワーク

2021（令和3）年度より法律や福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、学識経験者、公証人、させば成年後見センター職員、地域包括支援センター職員、相談支援事業所職員、長崎家庭裁判所書記官（オブザーバー））で構成する「成年後見制度利用促進協議会」を設置している。協議会を年に数回開催し、事業の進捗管理

や懸案事項検討等を行っている。2024（令和6）年度は、1回の開催であったが、2025（令和7）年度以降は、年3回開催する予定である。

また、既存の高齢者虐待防止ネットワーク委員会等に成年後見制度の周知を行い、連携を図る取組を佐世保市社会福祉協議会とともにを行っている。



(イ) 中核機関の整備・運営

2021（令和3）年度より、佐世保市と佐世保市社会福祉協議会において協働で「中核機関」を設置運営している。

中核機関は、成年後見制度の全体構想設計を行い、

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 後見制度利用促進機能

を持つものである。

a 広報機能

中核機関では、制度の周知を行うチラシやパンフレットの作成・配布、自治会等での広報等、研修会やイベントの開催、及び民間や行政等が主催する講演会等への講師派遣を行い、制度の広報を行っている。

2024（令和6）年度の実績概要は以下のとおりである。

① 佐世保市社会福祉協議会のホームページでの成年後見制度に関する広報

② 市民向け出前講座の開催（サロン等9か所、約83名）

参加者へアンケートをとっているが、回答率が高く、またその内容も概ね満足している者が多数であった。成年後見制度についてなんとなくしか知らなかったため、勉強になったとの意見もある一方、少し難しかったとの意見もあった。

今後も開催があれば参加を望む声もあった。

なお、知っとしてノートに関してもっとアピールするべきではないかとの意見も多かった。

また、成年後見制度そのものへのハードルを高く感じている意見も多かった。

③ 事業所向け出前講座の開催（病院・居宅介護支援事業所等5か所、約41名）

事業者向けへのアンケートでは、より具体的な事例に基づく説明を求める意見も上がっていたものの、概ね満足している結果となっていた。

その他、以下のとおりのことを行っている。

- ・ 民生委員児童委員協議会連合会会長会への参加 1回
(成年後見支援員養成講座の案内)
- ・ 地域包括支援センター社会福祉定例会への参加 1回
(2次相談機能の紹介)
- ・ 特別養護老人ホームへの訪問 18か所
(職員に対する制度の説明)
- ・ 障がい者支援施設への訪問 6か所
(職員に対する制度の説明)
- ・ 講師派遣等

開催日	名称(主催)	内容	参加者
12月9日(月)	まちなかコミュニティセンター	成年後見制度ってなあに?	56名
1月16日(木)	吉井地区コミュニティセンター	成年後見制度ってなあに?	9名
2月3日(月)	佐世保特別支援学校	成年後見制度について	60名
2月16日(日)	母子寡婦福祉連合会	成年後見制度について	18名
3月12日(水)	佐世保市市営住宅管理センター	成年後見制度について	7名

- ・ 情報交換会の開催
 - 1回目 参加者45事業所68名(会場66名、オンライン2名)
 - 2回目 参加者50事業所73名(会場70名、オンライン3名)

b 相談機能

相談機能としては、市民や事業所等からの成年後見制度に関する

相談対応を行う1次相談機能と、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で構成する専門職会議を設置し、1次相談窓口が対応に悩むケースや複雑な課題があるケースについて、専門的な知見と法的根拠をもとに多角的視点で①権利擁護の支援方針、②意思決定支援、③チーム支援の在り方等を検討して助言を行う2次相談機能がある。

2024（令和6）年度は2回の専門職会議が開催された。

【意見】

佐世保市としては、今後、成年後見制度を利用すべき者が増えていくのではないかと予想している。毎年度2回、関係機関を集めて「情報交換会」を開催しており、事例を通して、福祉事業所や地域連携室職員等とアセスメントや支援方針の検討を行っており、その際に周知をしているが、他の手段も含め、2次相談機能の活用や周知をより徹底して行うことが望ましい。

c 利用促進機能

成年後見制度の利用促進のために、以下を実施する。

①成年後見支援員へのフォローアップ研修の実施（1回）

参加者 養成講座修了者：18名

生活支援員：4名

②成年後見支援員の活用

③成年後見制度の利用に係る業務を行っている専門職を対象とした情報交換会の実施（上記記載のとおり）

④成年後見制度申立の支援

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
後見制度移行完了人数	8	7	7	8	9	8	17	8
家裁の審理中の人数	2	0	2	2	0	1	1	0
申立て準備中人数	2	2	0	1	2	15	2	6
継続支援人数	7	7	10	5	14	11	2	4
支援中止人数	4	2	1	4	4	5	5	2
合計（支援人数）	23	18	20	20	29	40	27	20

(ウ) 成年後見人の担い手の確保

a 成年後見支援員の養成

成年後見支援員とは、見守り支援という役割に重点を置いた者のことであり、佐世保市では、同支援員を養成したうえで、地域での活躍できる場の検討を行っている。

なお、佐世保市では、見守り支援の結果、地域の支援を必要とする方が必要な制度につながる効果を期待しているところ、後見制度の利用者数は増加しており、成年後見支援員の見守り支援の効果もあるのではないかと分析する。

支援員の養成数の実績は以下のとおりである。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見支援員養成者数(累積)	計画	35人	35人	35人	65人	65人	65人
	実績	40人	40人	40人	78人		

※佐世保市社会福祉協議会が実施した市民後見人養成講座修了者を含む

また、佐世保市では、成年後見支援員の活躍の場として後見制度の講演会等のボランティア活動（準備等）を2023（令和5）年度から実施している。

その他、毎年度1回、成年後見支援員に対し、「フォローアップ研修」を実施している。2024（令和6）年度の研修では、「私たちにできることについて考えよう」をテーマにグループワークを実施

した。

b 法人後見

長崎県と連携し民間事業者等の参画を促す取り組みを行う。

佐世保市では、下記市民後見人を増やすことよりは、法人後見の拡充に重点を置いている。

成年後見支援員については、まず、法人後見の支援員として活動し、専門的な問題が解決した際に、法人後見から引き続き独立して活動していただくことを想定している。

c 市民後見人

市民後見人としての活動について、法人後見の支援員等の活動で一定の経験を積まれた場合に家庭裁判所への推薦を考える。

【意見】

成年後見支援員は、2024（令和6）年度には累積数が計画数を達成しており、市民の関心の高さをうかがわせる。一方で、成年後見支援員の具体的な活躍の場が現状ではまだ限られている。法人後見の支援員として活動してもらうことも含め、今後も引き続き、成年後見支援員の活躍の場の検討を続けることが望ましい。

(エ) 申立支援

実情に応じて継続的に行う必要がある。なお、実績は上記のとおりである。

(オ) 市民後見人が活躍できる体制づくり

佐世保市においては、具体的な対応については検討中とのことであり、市民後見人に対し、事務作業や活動を行う上での悩み等を相談できる後見人支援機能について、中核機関への設置を検討している

とのことである。

【意見】

上記（ウ）の成年後見人の担い手の確保とも関連するが、今後、成年後見制度の利用数は増加が見込まれ、専門的な問題が少なく、専門職や法人が成年後見人にならずとも市民後見人が成年後見人を務めることが可能な事例も増加していくと考えられる。佐世保市が現在、まず法人後見の拡充に重点を置き、その支援員を務めてもらうことで、徐々に独立ができる体制づくりを目指していることは評価できる。

一方で、成年後見支援員の活用という観点からも、市民後見人の候補者の確保は課題であり、また、その後市民後見人候補者が安心して後見人業務を引き受けられるように、後見人支援機能の設置を早急に行うべきではないか。

（3）成年後見制度申立事業

ア 事業概要

成年後見制度申立事業は、民法、老人福祉法、及び佐世保市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が不十分で、本人や4親等内の親族による成年後見制度の申し立てができない高齢者の権利擁護を目的として、市長による申立を行う事業である。

また、申立費用や後見人等報酬を支払うことが困難な生活困窮者への助成を行う事業である。

イ 現状と課題

市長による申立及び費用の助成を適宜行っている。制度の利用者は増加傾向にあると思われるため、適正な支援を継続的に行うことが課題である。

ウ 今後の方針

佐世保市では、上記イの現状と課題に鑑みて、以下のとおりの方針を掲げる。

成年後見制度利用推進基本計画に基づき、親族等による後見等申し立てが期待できない人に対する市長による申し立てや、成年後見制度にかかる費用の負担が困難な人に対する申立費用や後見人等報酬費用の助成を引き続き適切に実施していく。

エ 具体的な施策等

長崎地方裁判所佐世保支部管内における成年後見制度利用者数等は以下のとおりである。

佐世保支部管内における成年後見制度利用者数

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用件数※1	350人	367人	373人	379人	404人	425人	432人
後見	279人	286人	293人	286人	306人	311人	304人
保佐	56人	62人	62人	72人	76人	88人	98人
補助	12人	15人	16人	20人	21人	25人	29人
任意後見	3人	4人	2人	1人	1人	1人	1人
認知症状のある方の人数※2	9,167人	9,235人	9,230人	8,941人	7,893人	9,135人	9,492人
知的障がい、精神障がいのある人※3	5,191人	5,484人	5,664人	5,870人	6,070人	6,364人	5,780人

※1:本市に居住されている人における利用者数(H30～R5は10月1日時点、R6は8月1日時点の概数・長崎家庭裁判所提供)

※2:要介護認定調査(各年3月31日時点)における認知症生活自立度Ⅱa以上の人数

※3:療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数(各年3月31日時点)

(ア) 市長による申し立て

市長による申立件数の実績数等は以下のとおりである。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市長による 申立件数	計画	—	—	—	30件	31件	33件
	実績	12件	25件	26件	24件		

その内訳等は以下のとおりである。